

## 継続

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)

府内関係各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長

警察庁丙刑企発第61号  
平成31年3月26日  
警察庁刑事局長

美容外科手術を行っている医師の団体に属する会員等からの指名手配被疑者に関する情報提供への的確な対応等について

凶悪重要事件の指名手配被疑者の早期検挙と事件解決は、治安維持上、重要な意味を持つものである。これら指名手配被疑者を検挙するためには、警察が追跡捜査を徹底することはもちろん市民からの情報提供を得ることが極めて重要である。

平成21年11月に逮捕された警察庁指定重要指名手配被疑者が、美容外科手術を受けて逃亡していたこと等を考慮し、容貌を変えて逃亡するおそれのある被疑者等の情報提供を更に促進するため、警察庁と美容外科手術を行っている医師の団体（以下「美容外科医師団体」という。）との間で指名手配被疑者の情報提供に関する協定を締結し、実施要領を別添のとおり定めたので、各都道府県警察にあっては、美容外科医師団体の会員等からの情報提供に的確に対応し、実効の上がるよう特段の配意をされたい。

なお、各都道府県警察においても、美容外科に対し指名手配被疑者に関する情報収集を積極的に行うなど追跡捜査を強化すること。

### 【継続措置状況】

初回発出日：平成22年2月25日  
(有効期間：平成31年3月31日)

## 別添

### 警察庁と美容外科手術を行っている医師の団体との指名手配被疑者に関する 情報提供等実施要領

#### 1 実施の目的

警察庁が美容外科手術を行っている医師の団体（以下「美容外科医師団体」という。）に対し、各都道府県警察が指名手配し、公開捜査を行っている被疑者の顔写真等の情報を提供し、美容外科医師団体の会員等による情報提供を促進する。

#### 2 協定締結した美容外科医師団体

##### (1) 社団法人 日本美容医療協会

理事長 内沼 栄樹

会員数 507名

所在地 東京都千代田区平河町2丁目3番4号 A B M平河町ビル3階  
(事務局長 原口 和久)

##### (2) 特定非営利活動法人 日本美容外科医師会

理 事 高木千枝子

会員数 514名

所在地 東京都港区赤坂2丁目14番27号 国際新赤坂ビル東館12階  
(事務局長 高須 克弥)

#### 3 美容外科医師団体へ情報提供する指名手配被疑者

##### (1) 警察庁指定特別手配被疑者

「警察庁指定被疑者特別手配要綱の制定について」（昭和47年1月21日付け警察庁乙刑発第2号ほか）に基づき指定された者をいう。

##### (2) 警察庁指定重要指名手配被疑者

凶悪犯罪又は広域犯罪の指名手配被疑者のうちから警察庁が警察庁指定重要指名手配被疑者として指定した者をいう。

##### (3) 美容外科手術により容貌を変えて逃亡するおそれ等のある指名手配被疑者

都道府県警察が凶悪犯罪等で指名手配し、公開捜査を行っている被疑者のうち、美容外科手術により容貌を変えるおそれ等があり、警察庁が美容外科医師団体に対する情報提供の必要があると認めた者をいう。

警察庁は選定に当たっては、あらかじめ、指名手配をした都道府県警察（以下「手配警察」という。）及び関係管区警察局と協議する。

#### 4 警察庁の措置

- (1) 美容外科医師団体に対して、前記の指名手配被疑者に関する情報（指名手配被疑者の顔写真等及び通報先）を手交、郵便、電子メール等の方法により提供するものとする。
- (2) 美容外科医師団体に情報提供する指名手配被疑者については、管区警察局及び各都道府県警察に通知するものとする。また、美容外科医師団体に解除通知する指名手配被疑者についても同様に通知する。

#### 5 管区警察局の措置

- (1) 管区内府県警察から美容外科医師団体への情報提供の要請を受けた場合は、要請警察と協議を行い、その必要があると認めた指名手配被疑者について、警察庁に報告を行う。
- (2) 警察庁が美容外科医師団体に情報提供した指名手配被疑者の捜査に関し、管内情勢の把握に努め、管区内府県警察との連絡調整に当たる。

#### 6 都道府県警察の措置

##### (1) 取扱責任者の設置

美容外科医師団体に情報提供する指名手配被疑者に関する事務は、指名手配業務の主務課において行い、取扱責任者を置く。

取扱責任者は、警部以上の階級にある者をもってあてる。

##### (2) 美容外科医師団体への情報提供の要請

凶悪犯罪等で指名手配し、公開捜査を行っている被疑者について、美容外科医師団体への情報提供の必要があると認めた場合は、府県警察は管区警察局、警視庁又は北海道警察は警察庁に要請する。

##### (3) 情報提供等への対応

ア 会員が指名手配被疑者の情報を有する場合は、緊急やむを得ない場合等を除き会員自らが、直ちに手配警察又は最寄りの警察署等に対し、指名手配被疑者を特定するため必要となる程度の情報について電話等により通報することとなっていることから、通報を受けた警察署等においては会員等に協力を求めた上で、所要の捜査を行うなど被疑者の発見・検挙に努める。

イ 指名手配被疑者に関する情報を入手したときは、速やかに関係都道府県警察に連絡する。

##### (4) 報告

美容外科医師団体へ情報提供している指名手配被疑者に関する情報を美容外科医師団体又はその会員等から入手したときはその都度、府県警察は警察庁及

び関係管区警察局、警視庁又は北海道警察は警察庁に別添報告様式により報告する。

## 7 美容外科医師団体への解除通知

指名手配被疑者について指名手配が解除されたとき、または、情報提供後相当の期間を経過しても逮捕に至らないときは管区警察局及び手配警察と協議の上、警察庁が美容外科医師団体に対して解除通知を行う。

## 8 留意事項

- (1) 通報を受けた警察署等において捜査を行う場合は、担当警察官が会員等に対し、所属、官職、氏名等の身分を明らかにして捜査に対する協力を求めること。
- (2) 医師や看護師等の医療従事者については、守秘義務を負っていることから、捜査の内容によっては、刑事訴訟法第197条第2項の規定を用いることなどについて検討すること。
- (3) 情報提供者等の協力者保護に万全を期すこと。

なお、情報提供者等の協力者が、病院等の医療機関に勤務する医師、看護師等である場合もあることから、その立場にも十分配意すること。

## 9 美容外科医師団体との情報提供に関する事務

警察庁における美容外科医師団体との情報提供に関する事務は、刑事局刑事企画課において行う。

## 10 その他

- (1) 前記美容外科医師団体との協定の内容は、別添協定書のとおりである。
- (2) この通達に基づく美容外科医師団体への情報提供の取扱いは、平成22年3月1日から実施する。

## 報告様式

平成 年 月 日

(都道府県警察名)

1 通報年月日	平成 年 月 日
2 通報・情報提供会員等 (いずれかに○)	所属団体 日本美容医療協会 日本美容外科医師会
3 指名手配被疑者	警察庁指定特別・重要 その他 手配警察 手配罪名 手配年月日 氏 名
4 検挙の有無 (いずれかに○)	有 • 無
5 備 考	
6 報告担当者	課 係 階級 氏名 警電



## 協定書

平成22年2月15日

社団法人日本美容医療協会理事長

内沼栄樹



警察庁刑事局長 金高雅仁



社団法人日本美容医療協会（以下「甲」という。）及び警察庁（以下「乙」という。）は、各都道府県警察が指名手配している被疑者の早期検挙・事件解決の目的で行う情報提供に関して、下記のとおり合意し、協定を締結する。

記

### 1 情報提供の方法

乙は、甲に対して、指名手配被疑者に関する情報（指名手配被疑者の顔写真等及び通報先）を手交、郵便、電子メール等の適当な方法により提供するものとする。

甲は、乙から指名手配被疑者に関する情報の提供を受けた時は、速やかに甲の会員（以下「会員」という。）に対し、乙から提供された情報を郵便、電子メール等の適当な方法により提供するものとする。

なお、乙が被疑者の検挙等があったため必要を認めた場合は、甲に対して上記と同様の方法により解除通知を行うので、解除通知を受けた甲は、速やかに会員に対して上記と同様の方法により解除通知するものとする。





## 2 通報方法

会員が指名手配被疑者の情報を有する場合は、緊急やむを得ない場合等を除き会員自らが、直ちに手配警察又は最寄りの警察署等に対し、指名手配被疑者を特定するため必要となる程度の情報について電話等の適当な方法により通報を行うものとする。

## 3 捜査への協力等

通報を受けた警察署等において捜査を行う場合は、担当警察官が会員等に対し、所属、官職、氏名等の身分を明らかにして捜査に対する協力を求め、会員等においては、捜査に協力するものとする。

## 4 報告

会員による警察への通報・捜査協力について、会員は甲に対しての報告は要せず、甲は会員に対し報告を求めない。

## 5 秘密の保持

甲、乙の会員、丙及び都道府県警察は、都道府県警察等が捜査上の必要から公表する場合等を除き、この協定書の運用により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

## 6 疑義等に関する協議

この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

## 7 実施期日

この協定は平成 22 年 3 月 1 日から実施する。





## 協定書

平成22年2月15日

特定非営利活動法人  
日本美容外科医師会理事

高木千枝子



警察庁刑事局長

金高雅仁



特定非営利活動法人日本美容外科医師会（以下「甲」という。）及び警察庁（以下「乙」という。）は、各都道府県警察が指名手配している被疑者の早期検挙・事件解決の目的で行う情報提供に関して、下記のとおり合意し、協定を締結する。

### 記

#### 1 情報提供の方法

乙は、甲に対して、指名手配被疑者に関する情報（指名手配被疑者の顔写真等及び通報先）を手交、郵便、電子メール等の適当な方法により提供するものとする。

甲は、乙から指名手配被疑者に関する情報の提供を受けた時は、速やかに甲の会員（以下「会員」という。）に対し、乙から提供された情報を郵便、電子メール等の適当な方法により提供するものとする。

なお、乙が被疑者の検挙等があったため必要を認めた場合は、甲に対して上記と同様の方法により解除通知を行うので、解除通知を受けた甲は、速やかに会員に対して上記と同様の方法により解除通知するものとする。





## 2 通報方法

会員が指名手配被疑者の情報を有する場合は、緊急やむを得ない場合等を除き会員自らが、直ちに手配警察又は最寄りの警察署等に対し、指名手配被疑者を特定するため必要となる程度の情報について電話等の適当な方法により通報を行うものとする。

## 3 捜査への協力等

通報を受けた警察署等において捜査を行う場合は、担当警察官が会員等に対し、所属、官職、氏名等の身分を明らかにして捜査に対する協力を求め、会員等においては、捜査に協力するものとする。

## 4 報告

会員による警察への通報・捜査協力について、会員は甲に対しての報告は要せず、甲は会員に対し報告を求めない。

## 5 秘密の保持

甲、乙の会員、乙及び都道府県警察は、都道府県警察等が捜査上の必要から公表する場合等を除き、この協定書の運用により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

## 6 疑義等に関する協議

この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

## 7 実施期日

この協定は平成22年3月1日から実施する。

